

平成 28 年 第 9 回 教 育 委 員 会 定 例 会

平成 28 年第 9 回教育委員会が平成 28 年 8 月 19 日午後 3 時に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 平成 28 年 8 月 19 日（金） 午後 3 時から
- 2 場 所 郷土博物館講座室
- 3 付議案件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 坂 田 篤 （教育長）
植 松 紀 子 （委員）
稲 田 瑞 穂 （委員）
粕 谷 衛 （委員）
- 5 出席説明者 石 川 智 裕 （教育部長）
栗 林 昭 彦 （指導課長）
粕 谷 勝 （教育総務課長）
佐 藤 信 明 （教育総務課副参事）
山 下 晃 （生涯学習スポーツ課長）
伊 藤 高 博 （図書館長）
五十嵐 弘一 （博物館長）
小 熊 克 也 （統括指導主事）
福 泉 宏 介 （指導主事）
西 山 智 （指導主事）
原 川 健一郎 （指導主事）
小 島 秀 治 （清瀬中学校校長）
太 田 潤 （教育相談センター主事（スクールソーシャル
ワーカー））
- 6 書 記 小 林 真 吾 （教育総務課庶務係長）
大 津 雄 平

平成 28 年第 9 回清瀬市教育委員会議事日程

平成 28 年 8 月 19 日
午 後 3 時

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名（植松委員） |
| 日程第 2 | 教育長報告 |
| 日程第 3 | 教育委員報告 |
| 日程第 4 | 議案第 15 号 平成 29 年度清瀬市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について |
| 日程第 5 | 議案第 16 号 平成 28 年度清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 27 年度分）について |
| 日程第 6 | 報告事項 1 清瀬市コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 報告事項 2 長期欠席・いじめ等月例報告（7 月）について |
| 日程第 8 | その他 今後の日程について |

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項
教育長が開会を宣言し、議事に入る。

(坂田教育長)

平成 28 年第 9 回清瀬市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第 1、会議録署名委員の指名。植松委員を指名いたします。

日程第 2、教育長報告でございます。お手元の資料をご覧ください。

リオデジャネイロオリンピックが明後日をもって閉会となります。日本人選手の活躍、そして掲揚台に掲げられた国旗、会場に流れる国歌を聞き、日本人としての誇りや喜びを改めて感じたのは私だけではないはずです。

彼らは私たち国民に対して多くの学びを与えてくれました。運動への動機付けはもちろんのこと、最後まで諦めないこと、より一層の高みを目指そうとすること、重圧に耐える心の強さ、一つの物事を極める神々しさ、自己を表現することの尊さ。このような「人としての生きざま」だけではなく、治安や経済、国民性等、私たちが自国の優れた点や特性、課題等を見つめ直すきっかけにもなったと思います。

そして興奮冷めやらぬ中、9 月 7 日からはパラリンピックが開会します。障害という困難を乗り越えて全力で競技に立ち向かう彼らの姿から、私たちはまた感じ、考え、学び、行動するきっかけを得ることができるでしょう。

都教委の主導で「オリンピック・パラリンピック教育」が進められています。この理念は「オリ・パラ」を窓口にしたあらゆる教育活動によって子供たちを賢く、心豊かで、健康に育てようとするものであって、教育の「流行」を窓口にして「不易」に迫るものです。

加えて現在検討が進められている新学習指導要領において中核に据えられている「新しい時代に求められる資質能力」を育てる素材にもなり得るし、その具現化に向けて教科横断的な授業を展開しようという「カリキュラムマネジメント」の機能化も図ることができます。また学校全体で取り組むことによって教員の協働性を高め、学校の力を向上させることも可能になります。このようにオリンピック・パラリンピックは子供の学びの対象となるだけでなく、新しい学習指導要領を具現化するための教師の学びの材料にもなります。

本市の「オリ・パラ教育」は未だ十分に推進されているとは言い難いです。その背景には「教科の指導だけでも時間がないのに、オリ・パラなど扱ってられない」という教師の意識があることは否定できません。新しい学習指導要領では教科のねらいを達成するとともに、「この教育活動でどのような資質能力を育むのか」という視点で授業を構想し、実践することが求められています。

「オリ・パラ教育」を推進するためには新しい学習指導要領の理念を理解す

ることが必要であり、また「オリ・パラ教育」を進めることで新しい学習指導要領の理念を理解することにもつながるのであります。国民的な盛り上がりがある今だからこそ、子供の学びの動機も高いと思われれます。このチャンスを逃してはなりません。

次に、夏季休業中の子供と教師の成長についてお話しさせていただきます。

学校における「夏休み」もあと10日間ほどとなりました。子供も教師も多忙であると指摘される現代社会において、この40日間は、心身の疲労を癒すだけでなく、人の成長においても重要な意味を成します。

自らが興味・関心のあることに時間を忘れて没頭することができる。旅行等、日常生活の場を離れた環境で発見したり、学んだりすることができる。徹底して自らの苦手分野の克服に挑戦できるし、得意分野を伸ばすことができる。新しいことを始めたり、多忙な日常ではできなかったことに挑戦したりできる。

部活動はこのような子供の成長に大きな役割を果たしています。夏の恒例となっている吹奏楽コンクールを例に挙げます。子供たちはステージで演奏する「たかが7分間」のために何十時間もの練習を重ねて当日を迎えます。その過程では時には投げ出したくなることもあったでしょう。3年生等は受験に対する焦りも感じていたでしょう。友だち同士のトラブルも、自分の弱さと真正面から向き合わなければならないこともあったでしょう。これらの「困難」を乗り越えて、彼らはコンクールのステージに立ちました。この「努力」があったからこそ「たかが7分間」が何ものにも代えがたい「されど7分間」になるのです。

他の部活動も同様です。嬉しいことに清瀬中学校のバスケ部、第四中学校の卓球部、バドミントン部が東京都大会まで駒を進めることができました。その他の部活動も善戦したと聞いています。「コンクール」「試合」であるが故、当然勝ち負けや優劣が付けられるが、結果として現れなくとも、「されど」の時間を積み重ねてきた子供は必ず成長することを子供も教師も、保護者も再認識したい。「努力は必ずしも成功は保証しないが成長は必ず保証する」のです。

今、戦後最大の教育改革が進行しています。改善しなければならないこともあります。新たに獲得しなければならないこともあります。しかし、この「されど」は教育の原点・不易である。子供たちにいかに「されどの1分1分」を送らせることができるか、「されどの45分、50分」を積み重ねさせることができるか、そしてされどの9年間、78,840時間、4,730,400分をいかに与えてあげることができるか、そしてそれを子供たち自身にどれだけ実感させられるかが、教育の果たすべき使命であり、我々の誇りであることを信じて疑いません。

そのために教師も学んでいます。自らの成長を目指して、多くの教師が真摯に学びと向き合う40日間を送っている。7月27日から二泊三日で武蔵村山市と

の合同で初任者宿泊研修会が開催されました。本市からは17名の初任者が参加しました。閉校式で私は彼らに次のような話をしました。

「出発前はこれから始まる2泊3日の研修に対して、多くの者は小さな期待はあったとしても、暗く憂鬱な気分が心の大部分を占めていたに違いない。しかし、今どのような気持ちであろうか。皆の表情を見ればよくわかる。疲労の中にも満足感や充実感が見え隠れしている。それはなぜか。「徹底」というキーワードの三日間を送ったからである。日常では決してできない、徹底して話し合い、徹底して自らの授業を振り返り、徹底して学び、徹底して考えた三日間だったからである。実は「徹底」は自らの力を高める必須のキーワードであって、宿泊研修最大の意義なのである。もう一つ、皆はこの3日間で大きな宝を手に入れた。それは人と人とのネットワークである。教育委員会事務局の職員に常に言っている言葉がある。それは「個人でできないことはペアで、ペアでできないことはチームで、チームでできないことは組織で、組織でできないことはネットワークで」というものである。一人の力等たかが知れている。それがペアになり、組織になり、ネットワークになれば大抵のことはできる。これから悩むこともあろう、苦しいときもあろう。辞めたくなる時もあるかもしれない。そんな時こそこの3日間で培ったネットワークを使ってほしい。同じ釜の飯を喰らった仲間たちをこれからの長い教職人生において大切にしてほしい。」

また8月2日から二日間に渡って、武蔵村山市との共催で「二市研修会」が開催されました。私はそこで次のようなあいさつをしました。

「学習指導要領は教室の入り口に届いても、教室の中まで入り込めない」という言葉が語られた時代があった。改革に消極的な学校現場の姿勢を批判する言葉であるが、私は決してそうは思っていない。多くの教師は予測不能な21世紀を生きる子供たちのために懸命に学び、懸命に授業改善を試みている。しかしその成果はそれほど簡単に表れるものではない。すぐに変えられるものはまたすぐ変わってしまう。すぐに表れる成果はすぐに価値をなくしていく。教育とはあたかも薄紙を一枚一枚、丁寧に、根気強く、そして確実に積み重ねていくような営みでなければならない。学習指導要領の改訂は私たち教育に携わる者にとって非常に大きな命題である。大きな命題であればある程、目指すべき教育の姿を視野に入れつつ、毎日の小さな改善を、薄紙を積み重ねるがごとく継続し、2020年を迎えてほしいと心から願う。」

世の中は急激な変化の中にあります。先日のニュースでは東京大学がIBMとの協働研究によって人工知能「ワトソン」を使ってがん治療を行うことを、またパナソニックでは話した言葉をリアルタイムに外国語に翻訳するペンダント型端末を2020年までに試作することを発表しました。今後50年以内に人工

知能が人間の能力を超える「シンギュラリティ（技術的特異点）」が起こるであろうとの未来予測もある。

このような時代を生きていく子供たちにはどのような資質能力が必要なのか、それをどう育てていかなければならないのか、新しい学習指導要領にはこのような問題提起が隠されている。それを具現化する教育（教師）に課せられた責任は大きい。まさに「学ぶことをしなくなった時、教師はもはや教師ではない」の言葉をこれまで以上に真剣に受け止めなければならない時代なのであります。

方や研修を企画立案・運営する側である教育委員会事務局にも責任があります。真に教職員にとって価値ある、また力量形成に資する研修となったのか、すなわちこれらの研修を通じて、教師にどのような資質能力やスキルが身についたのかを振り返り、評価し、改善する、いわゆるPDCAのマネジメントサイクルによるブラッシュアップの責任です。

そして何よりも重要なことは、研修成果が実践場面において発揮されることにあります。それを誰がどうチェックし、教師力向上につなげていくのか。現時点では「セルフチェック」に頼っているがシステム化できないか。解決しなければならない課題は多いが、人材育成が学校組織の、また学校教育そのものの「肝」である限りはこれらの課題に一つ一つ対応していかなければならない。

この40日間で子供たちも教師たちも多いに学び、成長した「はず」である。それをいかに科学的に証明するのか、これが「エビデンス」であり、これからの教育行政の課題となることは間違ありません。

私からのお話は以上です。

続きまして、日程第3、教育委員報告です。植松委員お願いいたします。

（植松委員）

私事でちょっとお話ししたいんですけれども、8月の3、4、5日と教育相談の集中講義を行いました。沖縄から北海道まで、約75名の学生が集まったんですけれども、教育相談なので、いわゆる現職の教員もたくさん来ていましたし、その中で授業を3日間、9時から5時半まで集中してやったんです。

その中で、教育相談とは何かという話を3日間ずっとやるんですけれども、本当に教育相談は教職の、いわゆる取らなければならない科目なんですよね。必修科目なので、教員になりたい人たちが来るんですけれども、特に中学高校の人たちですね、大学ですから。小学校の先生たちは来てなかったんですが、それでも来ていましたね。で、やっぱり個人的な相談をすごく受けたんです。今、自分の学校でこういう子供がいるけれど、どうしたらいいんだ、っていうようなことを、もうほんとに並ぶぐらい受けるんです。

教育相談は今、文部科学省では必修科目であるけれども、特に設けられてないですよ。指導主事とか、いわゆる教職の進路指導の先生方は設けられているんですけども、教育相談は全ての教師が行うべき、となっているんですが、実際先生方がお話しされた時には「できない」って、「みんなにって言われてもすごく難しい」って話をされていました。

特に教科を教えている時に精一杯になっているし、中学高校の。で、いろんな問題が起きて、でもやっぱり必修科目なので取らざるを得ないけれどねっていう話になって、テストをした時も、論述試験なんです。私、2題ぐらい出すんですが、いじめとか不登校の部分に関して実際にもし自分のクラス、もしくは自分が関わっている子供がそういった時、どうするのか、っていう課題を出すんです。ですから漠然と聞いている人には、できないんですよ。

でも、いわゆる架空っていうか、空論としてしか捉えてないんだなあって。授業3日間やって、かなりしつこく言ったんですけども、分からない人は分からない。センスが無い、っていう人たちがたくさんいて、大丈夫かなっていうのを、すごく心配になったんですね。で、ずっと10何年間、この教育相談やっているんですけども、授業、最近ほんとにますますそこが、すごく心配になってきて。1人1人に目を向けることが、余裕が無くなってきているだけではなくて、センスが無くなってきているという、すごく心配になったこの3日間の授業でした。

これは本当に私事で申し訳ないんですが、新しい先生になる人たち、あるいは現在先生になっている人たちが、訴えてきたものがすごくあって。だからテストの結果がどんどん落ちているんですね、ほんとに80点台取れないみたいな。

だからもうほんとにギリギリ、60点ぐらい。3日間ちゃんと来ているので、その人たちは少なくとも60点は出すんですよ、クラスがあるからで。それでもほんとに点が低くなっているなあ、っていうことを、あらためて自分の授業のやることの、至らなさみたいなのが感じたし。寝せないように授業しました。75名ですからね、結構大人数の中で授業したんですが。すごく心配なんです。

(坂田教育長)

それは、スクーリングですか。

(植松委員)

スクーリングです。だから沖縄から北海道まで、全部の学生たちが来ていたんですけど。

(坂田教育長)

今、植松委員からは、教員のセンスが無くなってきた、得点が取れない、能力的に問題があるのではないかと、質的な問題ですね。この話題がありましたけれども、本市の新規採用教員の実態っていうのは、どうでしょうか。指導主事。

(西山指導主事)

はい、お答えします。特別支援の視点を持って学級経営をしようという意識は高いです。また学生の時に、専門的な講座で学んでいたものも少なくありませんので、全体的にリーダー資質としてはあります。ただ、まだ現場での実務に追われていて、学び直す、あるいは新たな知見を得る機会がなかなか取れないのが現状でございまして、その分研修の時には非常に知識に飢えているというか、身を乗り出すようにして受けているような光景があります。

なので、本市における資質としては、一定以上のものはキープできているなど、これをそれからブラッシュアップして、より高めていくことがわれわれの仕事なんだと思ってやっております。以上です。

(坂田教育長)

学び直しのシステムがないし、なかなか時間も無い。また、ほかにも、今の教育相談関係、先生のところはずらっと並んで、質問の嵐だったというお話ですけれども、教員の実務的な部分での相談っていうのは、今、教育相談センターでは、そういう相談を受け付けられるような窓口があるのでしょうか。指導主事。

(原川指導主事)

はい、お答えします。教育相談センターのほうでは、本市に在籍在住している保護者、子供、それから教員のほうも受けるようにしています。実際に、学校に出向いて対策等にもあたっておりますので、そのシステムとしては十分活用されているのではないかと考えています。以上です。

(坂田教育長)

教員からは相談件数というのは、どれぐらいの数ですか？

(原川指導主事)

数的にはちょっとまだ確認はしていないんですけど、相談件数総数で、毎月の報告をさせていただいております。

(坂田教育長)

だいたいどれぐらいですか。

(原川指導主事)

各学校の訪問で行くと、毎月巡回で周られているケースもありますので、各学校でトータルでいうと、10件程度になると思います。

(植松委員)

ぜひ教員の、教職員の方の相談っていう感じで、多分、かなり具体的に言ってしまうとまずいっていうことがあるんだと思うんですが、窓口が無いっていう先生たちが結構いて。で、全国の人たちなので別に清瀬っていうわけではないんですが、まずそういうことを、市、教育相談はあまり重んじられてないっていうこともあるんだと思うんですよ、文部科学省で。だから必要なんだけど、重んじられてないっていうことが、やっぱり何か、これからの日本の子供たちにとっては、欠けていくことが出てくるんじゃないかなっていうのは、すごく危惧される場所なんですね。

だから特に清瀬で、そういうことがあるんでしたら、本当に丁寧にやっていただきたいし、もし教育相談所のほうで分からないっていうことがあれば、お役に立つんでしたら、私、たくさんそういう意味ではやってきているので、研修なんて3か月に1回ぐらい先生方とか、あるいは研究所の人たちも、相談所の人たちも、少しこう、もっとなんていうのかな、上に上がっていただきたいっていう気持ちがあります。

(坂田教育長)

じゃあ、使わせていただきます。いろんな質問ございますもんね、ぜひこれは事務局のほうで検討してください。

今、非常に重要なご示唆をいただいたんじゃないかなと思います。やはり教育っていうのは教師の力量がやはり必要ですし、教育の充実のためには教師の力量は不可欠ですし、また、その教師の悩み、苦しみというものをちゃんと受け止めて、それを解決していかなければ、これは心身の問題につながってまいりますから、これはやはり原点だなど、植松委員のお話をいただいて、私も思いました。

では、何かまだ報告があればお願いいたします。次に稲田委員。

(稲田委員)

特にございません。

(坂田教育長)

では、粕谷委員。

(粕谷委員)

はい。私は7月28日に子ども・子育て会議に出席しました。ほんとに残念だったんですけども、子供を主体にして、子供にとってどのような環境がいいのかというような議論が少ないのではないかと思います。

(坂田教育長)

もう少し原点に立ち返ったような、どのように子育てを支援するのかとか、どうあるべきかとか、そのような議論にまで発展できると、いいですね。

他に何かありますでしょうか。それでは、日程に入らせていただきます。日程第4、議案第15号、平成29年度清瀬市公立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について。提案理由について、教育部長からご説明お願いいたします。

(石川教育部長)

はい。私のほうから提案理由を申し上げます。日程第4、議案第15号、平成29年度清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択についてでございます。昨年度の中学校の教科用図書と同様、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条、および学校教育法附則第9条、ならびに地方教育行政の組織および運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、採択していただく必要があるため、提出するものでございます。なお、清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱にある通り、特別支援学級で使用する教科書について、現在採択している小中学校教科書のほか、必要がある場合は、学校教育法附則第9条にて、採択図書、いわゆる一般図書を採択することができることにご留意いただきながら、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(坂田教育長)

ありがとうございました。検定本だけではなくて、一般図書からもこれは採択ができるというような趣旨のご説明をいただきました。

では次に指導課長から、基本的な考え方や、結果についての説明をお願いいたします。

(栗林教育部参事)

はい。特別支援学級で使用いたします教科用図書につきましては、1人1人の

児童生徒の障害種別、障害特性に最もふさわしい教科用図書を毎年採択しております。調査研究は、清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱に基づき、実施をいたしました。

経過は、教科用図書調査委員会第1回を平成28年5月9日に開催し、調査委員会委員長小島秀治清瀬中学校校長を選出いたしました。調査委員は保護者代表、知的障害学級調査部会調査部会長、自閉症情緒障害学級調査部会長、教育委員会事務局といたしました。なお、保護者代表は、特別支援学級在籍児童生徒の保護者から、知的障害学級調査部会長は知的障害学級を置く清瀬市立小中学校校長が、自閉症情緒障害学級調査部会長は自閉症情緒障害学級を置きます清瀬市立小中学校校長から、清瀬市教育委員会事務局代表からは、指導課となっております。

本調査委員会では日程を決定し、まず特別支援学級設置校長が、校内にて障害種別ごとに学級担任を中心といたしまして、教科用図書研究会を5月9日から6月17日の中、開催し、調査研究を行いました。

両校校長が調査研究結果のとりまとめを行いまして、各調査部会長へ資料提供を行いました。続いて各調査部会長は、教科用図書研究会の調査研究結果を踏まえまして、6月20日から6月27日までに、調査部会を開催しまして、調査研究を行いました。各調査部会長は、調査研究結果を調査委員長へ資料提供いたしました。それを受けまして、次に調査委員長は、教科用図書調査委員会第2回を7月11日に開催いたしまして、各調査部会での調査研究結果を踏まえ、障害種別ごとに調査研究を行いました。

お手元にごございます資料は、これまでの調査研究をしまりましたものを報告書にまとめたものであります。

以上、特別支援学級に在籍をいたします子供たちにとって、ふさわしい教科用図書をご採択いただくようお願いをいたしたいと思っております。

お手元にごございます調査報告書の内容につきましては、調査委員会の小島委員長から説明を賜りたいと思っております。

(坂田教育長)

はい。それでは小・中学校特別支援学級教科用図書にかかる調査報告書について、小島委員長から報告をお願いいたします。

(小島清瀬中学校長)

はい、どうぞよろしく願いいたします。

それでは平成29年度の小・中学校特別支援学級教科用図書について、調査の概要を説明いたします。まずお手元にごございます、これには特別支援学級を設

置する各学校、各学級の、平成 29 年度使用特別支援学級教科用図書の調査研究報告書をお配りしています。

まず、先ほどご説明あったと思うんですが、特別支援学級で採択する教科用図書は、以下の 3 種類になっています。1 つ目が通常の学級で採択した教科用図書、いわゆる検定本と呼ばれるものです。2 つ目が、学校教育法附則第 9 条による一般図書で、東京都教育委員会が作成した平成 29 年度の使用特別支援教育、教科書調査研究資料によるものです。例えばお手元にあります 1 番上になっている資料、清瀬小学校の国語が 1 番上にあると思うんですけども、この 2 年生のところを見ていただきますと、いわゆる墨付きかっこですね、ここに国語 114 って書いてありますけれども、このように墨付きかっこで教科と数字が付されているもの、これが今お話ししました、同資料に基づいて調査研究されているものです。同資料は東京都教育委員会が、特別支援学校や、特別支援学級の児童生徒の障害の実態や、状況の推移を考慮し、各教科の主たる教材として有効活用し、適切な一般図書の採択が行われるように作成されたものであります。

3 つ目がそれ以外の一般図書であります。ちょうど皆様のお手元、1 番上の 6 年生のところを見ていただきますと、6 って書いてあったんですけど、番号がありません、墨付きかっこもありません。教材名が書いてある、こういうものが一般図書になります。これは、特別支援学級に在籍する児童生徒の特性がみんな違いますので、全ての一般図書が東京都教育委員会の作成した先ほどの 2 番目の資料に網羅されているわけではありません。従いまして、児童生徒の特性を鑑みて、同資料で対応しきれない場合は、同資料に掲載されていない一般図書を調査研究する必要があります。

このようになります。なお、報告書の 1 枚目をご覧になると分かるのですが、清瀬小学校の障害種別、知的障害学級です。この 5 年生には斜線が入っています。全部斜線、全斜線になっています。これは現段階では在籍予定が無いという意味であります。

めくっていただきますと社会科が出てきますけれども、ここにも全て斜線が入っていますが、当該 1、2 年生には社会科という教科がありませんので、該当しないという意味の斜線であります。それと、1 番最初のページの、国語の検定済み教科書、1 年生のところですが、ここは理由欄が斜線が入っております。これはもう検定本ですから、文部科学省で選んで選定されているものですから理由はいらないと、このように斜線には 3 つの種類があるということをご承知おきください。

それでは清瀬小学校から説明いたします。清瀬小学校の知的障害学級で使用する教科用図書についてですが、国語および書写、そして算数は、1 年生は検定

教科書を使用して、特性を見極めます。2年生以上では児童の特性に鑑み、一般図書の調査研究を行います。特に国語や算数への関心、意欲が高まるよう、遊びや活動が重視されているものを中心に、調査研究を行います。それから7小にも共通するんですけど、1年生というのはやはり、まだつかみきれていない子供たちですので、このように検定済み教科書で子供たちの特性を把握するというようなところでございます。

次に社会、理科、生活、音楽、図工、家庭、体育は、児童の特性から検討教科書が妥当であると考え、一般図書の調査研究は行いませんでした

次に清瀬小学校の自閉症・情緒障害学級であります。これも児童の実態を踏まえて、全て検定教科用図書について調査研究を行いました。清瀬小の情緒障害学級は、来年度は2年生、3年生、4年生、在籍予定がありませんので、全て斜線になっております。以上が清瀬小学校であります。

続きまして清瀬第七小学校について、説明させていただきます。まず知的障害学級、けやき学級についてであります。国語、書写、および算数は、児童の特性から検定教科用図書と一般図書を併用する必要があると考えております。具体的には国語が1年生、3年生、及び6年生の一部において、検定教科書がふさわしいと考えられますが、3年生及び6年生の別の一部と、2、4、5年生ではその特性から検定教科書ではなく一般図書が妥当であると考えられます。

やや複雑なことをお話ししましたが、1つの学級の中にも検定用の教科書が適した子と、そうでない一般の教科書が適した子、こういう子供たちが混在というか、一緒にいることの説明でした。

一般図書は、児童の特性を踏まえた、学びやすさや学習指導要領が定める国語の内容である、話す、聞く、書くこと、読むこと、および伝統的な言語文化と、国語の特質に関する事項のバランスが取れているかどうかといった観点を中心に、調査研究を行いました。3年生と、お話ししましたように6年生が混在しているのは、同一学年でもやはり特性に大きな差があるという結果です。

それ以外の社会、理科、生活、音楽、図工、家庭、体育は児童の状況から、検定教科書が妥当であると考えまして、一般図書の調査研究は行いませんでした。

次に、清瀬第七小学校の自閉症・情緒障害学級、ひのき学級についてになります。児童の実態を踏まえて、国語と書写については一般図書の調査研究を行いました。なお、現時点では来年度は在籍予定学年が5年生と6年生のみになっております。したがって1年から4年生までは、全部斜線が引いてあります。

この6年生の国語は、検定教科書がふさわしいと考えますが、5年生は書くこと、および読むことに課題が見られ、これらの克服にふさわしい観点から、一般図書での調査研究を行いました。書写は特に漢字の読み方、筆順などに課題

が見られ、これらの克服をするのにふさわしい観点から、一般図書での調査研究を行いました。

社会、算数、理科、音楽、図工、家庭、体育は、児童の特性から検定教科書が妥当であると考え、一般図書の調査研究は行いませんでした。

最後に清瀬中学校 1 組の説明をします。知的障害学級、いわゆる A 学級ですが、ここで使用する教科書です。生徒の特性を踏まえ、社会、地理と歴史と公民ですが、これと理科、美術、技術、家庭が、検定教科用図書が妥当であると考えられますので、一般図書の調査研究は行いませんでした。特にこの検定教科書は、資料が豊富、図表であったり写真資料、こういったものが非常に豊富で、分かりやすく作られていますので、こういったもので検討しております。同様に音楽の 2、3 年生の検定教科用図書にも、資料が妥当であると考えられ、一般図書の調査研究は行いませんでした。

それ以外の国語、書写、数学、保健体育、英語は全学年、音楽の 1 年生では、生徒の特性を踏まえ、一般図書の調査研究を行いました。特に小学校との連続性と、学習内容の定着性、そして生活に密着した学習内容と図解説明が豊富な一般図書について、調査会で調査研究を行いました。

最後に自閉症情緒障害学級、いわゆる B 学級になります。生徒の特性を踏まえ、社会科の地理、歴史、公民、そして理科、美術、技術、家庭は、検定教科用図書が妥当と考えられますので、一般図書の調査研究は行いませんでした。数学の 3 年生と、音楽一般の 2、3 年生、器楽の 2、3 年生も同様で、検定教科書の使用が妥当であると考えられ、一般図書の調査研究は行いませんでした。

そのほかの国語、書写、数学 1、2 年生、音楽一般 1 年生、保健体育、英語では、生徒の特性を踏まえて一般図書の調査研究を行いました。なお音楽の器楽 1 年生は、生徒の特性から、実施しないと。2 年生からとしました。

補足説明になりますが、音楽の検定教科書は一般が全学年で一緒、器楽が 1 年生用と 2～3 年生用、このように分かれています。

自閉症情緒障害の学級は、本来知的な遅れがある生徒ではなく、情緒面や発達の偏りがある生徒の学級であり、原則、検定教科書の使用が考えられるところではありますが、現在の清瀬中学校 1 組に在籍する生徒につきましては、情緒や発達面の課題があり、知的な障害との兆候も見られることから、一般図書の調査研究を行いました。調査研究の視点としましては、生活場面の会話を重視した内容、集中しやすい図説、小学校での復習が再度、確実にできるかといったことも重視しました。

以上が平成 29 年度、小・中学校特別支援学級教科用図書の調査報告となります。

(坂田教育長)

ありがとうございました。では質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、粕谷委員。

(粕谷委員)

質問なんですけれども、学校教育法附則第 9 条に掲げられている、一般図書については十分な調査研究が行われているということよろしいでしょうか。

(小島清瀬中学校長)

先ほどもお話ししましたように、学校教育法附則第 9 条に掲げられている一般図書につきましては、東京都が委嘱した調査員が、内容、全体の構成、各項目の配列、表記や表現、製本の仕方や耐久性、その他の観点から詳細に調査研究を行っておりまして、その内容が、特別支援教育、教科書調査研究資料として各設置校に配布されております。約 200 ページあるでしょうか、膨大な量です。したがって、これらに関する調査研究が不十分であるとは考えておりません。

また、同資料に載っていない場合は、各学校に設置の教科用図書研究班、調査部会、および調査委員会が十分に研究、それに基づいた協議を行っておりますので、妥当なものと考えております。

(坂田教育長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(粕谷委員)

はい、ありがとうございます。

(坂田教育長)

ほかにご質問はございますか。よろしいですか。じゃあ私からも 1 点ですが、例えば第七小学校の知的障害学級の国語、先ほどの委員長からご指摘がありました 3 年生、6 年生で検定済み教科書と、それから附則第 9 条に基づくような教科書、そして一般図書、3 種類採択されています。こういう場合は、授業はどういう形で行うのですか。こういう場合の授業っていうのは、どのように展開されるのか、ちょっとなかなか見えないのですが。

(小島清瀬中学校長)

基本的には、特別支援学級は個別指導になります。ただ、個別に行う場合と、一斉に行ったほうがいいのか、教科の特性がありますので、ご承知のように体育や音楽を個別にやってもなかなか効果がありませんが、算数などの場合は個別がいい。国語の場合も、場面場面で一斉にやったほうがいいのか、個別の場合もある。これを上手に、使い分けるといえるのか、取り入れるといえるのか、このような工夫をしていくということです。

(坂田教育長)

なるほど。分かりました。植松委員。

(植松委員)

先ほど、説明があったかもしれませんが、中学校の自閉症、今自閉症スペクトラムっていうんですけれども、自閉症・情緒障害の学級運営、結構多くの子供が知的障害が無く、使用されるような教科用図書についての研究がされてきました。高等学校への進学を考えた場合、これらの学級で学習した生徒が不利になるとか、進学の口が閉ざされてしまうということはありませんか。

(小島清瀬中学校長)

先ほども説明しました通り、清瀬中学校の1組も、自閉症・情緒障害学級に在籍する生徒につきましては、情緒障害だけであり、知的障害の重複が見られません。1人1人の生徒に対する適切な学びを考えますと、今回の調査研究が適切なものかと考えております。補足ですけれども、例年、いわゆる高等学校を受ける生徒が1~2名はおります。その子供たちは、その子供たちなりの工夫といえるのか、準備を行うことがありまして、基本的にはほとんどの子供たちが特別支援学校に進学いたしますので、そういう意味においては進学に不利になることはないかと思っております。

(植松委員)

ありがとうございます。

(坂田教育長)

ほかにご質問はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは質疑は以上をもって終了いたします。小島校長、どうもありがとうございました。

それではただいまから、審議を行いたいと思っております。まず、ご見解、ご意見を賜りたいと思っておりますが、はい、稲田委員。

(稲田委員)

はい。今、小島校長のほうからお話がありましたけれど、特別支援学級においては毎年、児童生徒の実態を適切に把握しているのので、それに応じた教科書の採択をしなければならないということを、あらためて感じることに、知ることができたと思いました。感心いたしました。

(坂田教育長)

はい、ご感想をいただきました。ほかにご意見、ご感想でも結構です。はい、粕谷委員。

(粕谷委員)

各特別支援学級では、児童生徒の実態に応じて今年度の該当学年の検定教科書図書、学校教育法附則第 9 条に挙げられる一般図書や、文部科学省における教科書、その他の一般図書も加えて研究していくことが分かりました。その上で、調査委員会が調べている一般図書においては、子供たちの特性から良く研究されていると思います。以上です。

(坂田教育長)

はい。十分検討、実態に基づいた検討がなされている調査報告書である、という評価をいただきました。ほかにご意見のある方、いらっしゃいませんか。

1 点、ちょっと質問をし忘れたんですが、事務局が分かれば答えていただきたいんですけども、例えば 1 番上の清瀬小学校 1 年生が検定教科書を使っていますが、実態を把握するために検定教科書を使用するというお話であります。例えばふたを開けてみて、検定教科書は適切ではない子供が実態として目の前の 1 年生にいた場合は、どうするんですか。はい、統括指導主事。

(小熊統括指導主事)

基本的に教科書採択は 1 年に 1 回ということになっているので、その検定した教科書に基づいてやっていくという形になるのが、実態と考えていますが、ただその実態が分かったからこそ 2 年生の時にまた採択しますので、そのところで適切な教科書、一般も含めて採択が可能となっておりますので、決していけないことではないと思っております。

(坂田教育長)

じゃあ、検定済教科書を、その子の実態に応じての形で活用していくというような考え方でよろしいのでしょうか。

(小熊統括指導主事)

はい、1年間はそういう形になります。

(坂田教育長)

分かりました。ほかにご意見はいかがでございましょうか。よろしいですか。

では、特別支援学級教科用図書に関するご意見は、以上をもって終了といたします。これまでのご意見を頂戴しますと、特別支援学級教科用図書の採択については、調査委員会から提出された報告書の通りとすることが妥当であろうというような論点をいただけたように思います。皆様いかがでございましょうか。どなたかご発言。はい、稲田委員。

(稲田委員)

児童生徒のそれぞれの発達において対応はされていると思いますので、今回の採択に賛成をしたいと思います。

(坂田教育長)

ほかの委員の方は、いかがでしょう。

(「異議なし」の発言あり)

(坂田教育長)

ありがとうございました。では全員異議なしということで、議案第15号、平成29年度清瀬市立小中学校特別支援学級教科用図書については、採択という形で可決したいと思います。どうもありがとうございました。

では続きまして、日程第5に移らせていただきます。議案第16号、平成28年度清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(平成27度分)について、ということで、教育部長からお願いいたします。

(石川教育部長)

はい。それでは議案第16号、清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての提案説明をいたします。これは、地方教育行政の組織および運営に関する法律の規定に基づき、清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理および執行の状況の点検および評価実施要綱により、毎年1回の点検および評価を行い、教育に関して学識経験を有する者の知見をいただき、報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表する必要があるた

め本議案を提出するものです。

それでは説明に入りますが、こちらの報告書でございます。報告書の概要につきましては7月8日開催の教育委員会におきまして、報告させていただいておりますので、このたびは学識経験者の知見に関して、説明させていただきます。

知見については、配布しておりますこちらの報告書の51ページ以降にあります。私のほうからは、こちら、お二方の知見のポイントをまとめたものを概略として報告させていただきます。

まず、基本方針の第1「地域とともに子供を育む清瀬」、これにつきましては、円卓会議や学校サポートチームなどの設置の状況や、その取り組みが評価され、その上で関連する組織の合同研修など、交流が必要とされました。

一方、さまざまな会議での人材が、限られた方々に集中する傾向が課題とされています。さらに成果については事業等の投入実績だけではなく、地域の大人の数的質的变化など、本来の質的成果の目標や実績を見たい、というご指摘を受けました。

次に第2「基本的な生活習慣を育む清瀬」、こちらは子育て、健康教育、体験活動、給食食育など、個々の取り組みが手広く展開されていることを本市の教育の特に優れている点として評価を受けました。これらの施策を「基本的な生活習慣を育む清瀬」でくくることの意味が、一層注目されるべきであり、市民の関心も高いことから、継続した啓発が重要とされました。また、大人である成人層については、一部の市民に限られている印象から、市民挙げての取り組みになるような工夫が求められております。

さらに、これらの取り組みから成果に至るプロセスや、適切な手法を掲げて評価する外部団体に、こういったことを外部団体になってもらうことができれば、全国的なモデルになるというご意見をいただきました。

また、評価について想定される成果を測るための指標を開発すべきであり、例えば基本的な生活習慣、何がどのようになるかなど、現状では見にくいとのご指摘を受けました。

次に第3「美しい緑・自然と文化を誇る清瀬」では、郷土学習や市民文化の向上などは住民である市民パワーを存分に生かせるものであり、市民の潜在能力を発掘すると共に、清瀬の豊かな自然や独特の文化的価値を、市内外の人たちが発見、利用、発信できるよう、将来連携の工夫の必要性がある、というご指摘を受けました。また、旧森田家邦楽コンサートや色鉛筆画の講座など、新たな取り組みに魅力的なものがあるとの評価もいただきました。これに関連して、こういった取り組みが市民の成長や生活の中の好ましい変化などの成果につながるような、担当者間の評価意識を育て、成果をデータで、事実で示すことが

必要であるとの指摘も、合わせて受けております。

次に第4「学校が自信を持ち信頼される清瀬」では、学力向上の取り組みで、民間の塾講師を派遣して放課後講習教育を実施し成果を上げたことや、全ての学校を対象として特色ある学校づくりを推進するための新たな事業など、努力している点について、評価をいただきました。その上で、学力調査の平均点達成、向上、教師の実践力向上、学校経営体制づくりの推進、そして市の取り組みの広報評価など、さらなる努力をしていただきたい、とのご意見をいただいております。

また、この第4の柱においても、いわば本来の質的成果の目標や実績が提示されていないとのご指摘を受けました。例えばこういった取り組みによって、児童生徒がどのように良く変わったのか、保護者や地域の大人がどのように良く変わったかを見るためのデータや材料が提出されていないのは、取り組み状況が良好なだけに残念、とご指摘をいただいております。

次に第5「生涯学び社会に貢献できる清瀬」では、この近年においても、各種の取り組みが拡充されていること、少ない職員で数多くの事業等を運営している点、市民アカデミーの講座等の充実も見られ、そしてこの生涯学習分野は利用数、利用点数などの成果指標も示されており、高い評価をいただいております。また多くの事業のボランティア育成のあり方が、成否を握るので、継続した取り組めるあり方を研究することや、ここでも1歩踏み込んだ知的な分析があれば、より積極的に評価できる、といったご指摘を受けております。

さらに、学びの循環につきましては、市民アカデミーとの関連で、市内の人材の全体像をつかむこと、周知の徹底や学ぶ側から教える側に回る後押しを、庁内の縦割りを超え、関係各課、自らの仕事であるということを一層意識し、考えてほしいとご指摘も受けております。

再度になりますが、目標は行政側の取り組みよりも、学習側の変容、成果に重きを置くべきという所見を昨年度示したが、それに対する応答は今年度、特に見られなかったということも、ご指摘を受けております。

この点については、市教育委員会において議論を行うようにというご指摘をまとめにおいてもいただきました。

なお最後になりますが、この知見の詳細につきましては、武蔵野大学教育学部児童教育学科大学院教育学研究科教授、庭野正和先生は51ページから52ページ、国立教育政策研究所教育政策評価研究部統括研究官、橋本昭彦先生は、53ページから56ページに書いてございます。

以上知見を中心にご説明いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(坂田教育長)

はい、ありがとうございました。いかがでしょうか、庭野教授と、それから橋本統括研究官からのご指摘をいただきました。レポートを頂戴した中で、特に気になった点、もしくは感想等があれば伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。植松委員。

(植松委員)

橋本先生がおっしゃった、昨年の指摘した点についても、今年度も変わっていませんよねっていう部分については、疑問に思いました。

(坂田教育長)

ご指摘をいただいたにも関わらず、今年度はそのご指摘に対する改善が見られなかったということです。これはいわゆる PDCA を回していく上ではまずいことではないかと思うんですが、そのことについて事務局から何か説明ありますか。はい、教育総務課長。

(粕谷教育総務課長)

はい。このようなご指摘を 2 年続けていただいたということで、非常に遺憾ではございます。今回のマスタープランにつきまして、1つの流れとしてこれは捉えまして、現在策定しております第 2 次のマスタープランが来年度から実行されますけれども、その際には、ぜひご意見を反映した内容で、評価を折り込んでみたいと考えております。

(坂田教育長)

はい。植松委員。

(植松委員)

もうちょっと、決心したらどうでしょうか。決意のほどが見られなくて、考えていて思いますって言ったって、すべきでしょって今思ったんですが。具体的な部分をきっちり上げていかないと、やっぱりまたスルーしていくんじゃないですかという感じがしました。

(粕谷教育総務課長)

言葉が足らずに申し訳ございませんでした。決意はしてございます。それで、これから実行計画を策定していく段階に移るわけなんですけど、その前提条件としまして、先生からご指摘いただいているような、その成果をどのような形

で表すのか、ということをもまずは考えながら実行計画も策定していく。これによって、より具体的な内容の実行計画ができるもの、と考えておりますので、ぜひこのような形にいたします。

(植松委員)

ありがとうございます。

(坂田教育長)

よろしいですか。私も委員長として、お話を申し上げますが、次年度はこのトータルな方向や、もしくは制度の指標を確実にしっかりと見える化していきけるような、エビデンスが明確できるよう、今計画をしているところですので、ご期待ください。

(植松委員) はい、期待します。

(坂田教育長)

その指摘は具体的には54ページに、橋本先生のご意見の上から2行目ですね、「その点さらに成果を測るための指標を、開発すべきである」というようなご意見だったり、また中ほどですね「成果が上がったことをデータや事実で示してほしい」というお話だったり、もしくは55ページ上から3行目くらい、「取り組みによって事業の成果を、どのように良く変わったのか等々を、材料を提示する」というようなご指摘をいただいています。ぜひここは、事務局としてよく考えていただきたい。次回、同じようなご指摘を受けないようにしていただければと思います。稲田委員、何かございますか。

(稲田委員)

これは、特に橋本先生のほうは、成果において、実績値を見てみたいと書いてありますけど、それがだいたい濃く出ている。

で、だいたい私ども、行政の今までやってきているマスタープランについて、ある意味で良くやっているという評価の中で、もう少しこうやったほうがいいんではないかっていう話ではないかと思うんですね。私もこれをじっと見たんですけれども、どの作り方を見ても、同じようになっているんですけれども、成果を出す、作れるものと、表しにくいものが出てくると思うんですね。

それは1年、2年でどのように表すかっていうのは、なかなか難しいところがあるんで、出せるものを早く出してやっていく。すぐ出せないものは検討して、何年か経って、これぐらい影響しているというあれを出していく方法しかない

んじゃないかなっていう感じを受けたんですけれども。いずれにしても、そういった橋本先生がおっしゃっているふうに、成果、やっぱりどのように成果が変容していったか、地域が変容していったかっていうことが、出てほしいと、これだけいいことをやっているのに、それが無いというのは残念だなという指摘じゃないかと思うんですね。

事務局の提案するのも大変だと思うんですけど、例えば、キャリア教育が5回という目標を出したんだけど、なんで3回なのか。3回ですつとやってきたわけですけれども、3回で目標を達成していると、このように思っている。じゃ、その3回、どのように子供たちが変わったかっていうのを調べたのは、それは会が終わった後に、どんどん子供たちを評価して、子供たちがどのように考えてどういうアイデアが出てきたかっていうのをもらって、評価として出せれば出せるんじゃないかなという気がしたりしたんですよ。

だから、これは、評価を出すのは相当な時間と、計画している時間もやっていかないと、大変だと思う。特にその連携が必要で、微妙にこっちが見てるけれども。

(植松委員)

成果によって出せないものを分けていくパターンですね。そこが大変なんだろうと思うんですよ。何が出せて何が出せないの、っていうような、その分別みたいなものから始まって、そこに時間がかかるだろうなどは思います。出せないのなら、これは今後、評議会の課題みたいな形で、これを分けておくといいのかもしれないですね。

メインのところを出せないのは、もう入れ込んじゃうって思うことは、非常に危険なので、出せるものと出せないものというのは、ある程度分けられたらいいのかもしれないですね。

(坂田教育長)

そうですね。評価が比較できるものとできないものってありますから、やっぱり教育は数値で表せないものってありますからね。ただ、今、稲田委員からご指摘をいただいたもの、実は37ページにあるんですが、キャリア教育ですが、このキャリア教育のねらいは社会を構成する能力を育てるとなっているわけですね。その成果指標が、職場体験の回数では、これはおかしい。日数ではおかしいわけですよ。こういうところの齟齬を、橋本先生はご指摘をいただいているのでは、と私は思いますけど。

ですから、このそれぞれの事業の、もしくは施策の、ねらいに基づいた形での成果指標をぜひ。非常にこれは貴重なご意見だと思います。粕谷委員、何か

ご感想をお願いします。

(粕谷委員)

感想になってしまいうんですけれども、この両先生のご意見、当然良いことも相当書かれているので。まあだからといって、もったいないなど、そういう引かかるんですけれども。まあこれ、成果を数値化するんであったり、見えるようにするっていうのは、もちろんそれはいいんですけれども、おそらく、自分がやったことっていうのを整理しながら進めていても、じゃあ一体何を見るのかというのが明確にならないと思います。

(坂田教育長)

はい、ありがとうございます。事務局にちょっとお伺いしたいんですが、来年度は28年度分、いわゆる現行のマスタープランの最終年度を評価していただく形になりますよね。このマスタープラン、新マスタープランではないんです。評価の対象が。同じような指摘をまた受けてしまうような可能性があると思うんですけれども、ここはどのように対応していこうとお考えでしょうか。

(石川教育部長)

教育総務課長も申し上げたんですけれども、まず私たちの本質的な成果って何かって、多分、粕谷委員が述べたように、深く考えていないと思うんです。するとまず、個々の事業の本質的な成果って何だろうっていうのを、すぐに数字が出なくても、評価者に対して分かるように、こういうことを考えていますというところから考え始めてみて、ちょうど平成28年度評価からでもいいのではないかと考えています。植松委員がおっしゃったみたいに、数値設定して出やすいものはすぐに、出にくいものはまた考えていく。こういう考え方で、例えばKPIで、こういうKPIを考えていますっていうことを載せるだけでも、一定の評価っていうか変化と見ていただければと思います。

(坂田教育長)

そうすると、先ほどのキャリア教育のところ、数値目標が3日とか5日とかになっていましたけれども、そこで表記が若干変わる可能性があるということですか。

(栗林教育部参事)

28年度の点検評価があるので、その成果指標を変えていってしまうことも特に構わないのであれば。

(坂田教育長)

そこは、教育総務課長、成果指標をもし年度途中で変えてしまうというのは、あまりよろしくないと思いますね。

(粕谷教育総務課長)

まだちょっとそこまで具体的な考えというのは協議していませんでしたので、今後、教育委員会事務局の中で、どのような形で表せばいいのかっていうことは、協議をしてまいりたいと思っています。

(坂田教育長)

はい。じゃあ今後協議をした形で、またご報告をお願いいたします。

(稲田委員)

よろしいですか。55 ページの、「生涯学び社会に貢献できる清瀬」というところで書いてあるんですね。好ましい影響があったのかという、要するに、良い原因を引き起こすことが増えていることは、察することができる。さらに 1 歩踏み込んでいってというのは、これぐらいの評価の出し方でも、察するようにできれば良い、ということですから、そんなに詳しく結果をあれするのではなくて、ある程度これが積み重なっていくと、もっともっと良くなるっていうニュアンスの評価で、1 年目 2 年目、やったらいいのではないかなという感じがするんですね。それで、「生涯学び社会に貢献できる清瀬」ということになる、質的な分析もあれば、っていうことで、もっと踏み込んで要求しているものなんですね。だから、ここだけ出ているから、そのように、ああ誰が見てもこれは良くなってきているなっていう、推測ができるのと、じゃあそれに比して、質的に踏み込んでいく表現の仕方っていう、評価の仕方のあれが、形を成しているんじゃないかなっていう感じを受けたんですけども。うまくできればいいかなっていう感じを受けています。

(坂田教育長)

55 ページの、今、稲田委員が指摘していただいたことは、非常に分かりやすく書いてあると思うんですね。何かやはりこういう好ましい変化みたいなものを、小さいものを積み重ねていくことによって、この施策というものが妥当なんだというような理屈を付けていく、というような考えでいかれるといいと思います。

あと、よろしいでしょうか。他に何かございますでしょうか。

それでは、この議案 16 号、この報告書は、承認いただけますでしょうか。

(全員「異議なし」の発言あり)

(坂田教育長)

全員一致で承認という形でございます。ありがとうございます。

では、続きまして、日程第 6 の報告事項 1、清瀬市コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例について。これは生涯学習スポーツ課長、お願いします。

(山下生涯学習スポーツ課長)

はい。では資料No.5 をご覧ください。今年の第 3 回定例市議会のほうに、清瀬市コミュニティプラザ条例の一部を改正する条例案を提出する予定でございますので、その中身についてご報告を申し上げます。

ご承知いただいておりますように、清瀬市コミュニティプラザひまわりは、平成 21 年に開館しているわけですが、目的は市民文化とスポーツ並びに地域福祉などの向上に積極的に取り組み、併せて生涯学習などの活動をする市内の団体等の育成を図る施設として、設置されております。このたび、この施設内で、高齢者の居場所づくりなどの健康介護予防などに積極的に活動されている NPO 法人より、増大する地域福祉サービスなどの需要に対応するため、現在の活動スペースでは手狭になってきています、ということから、隣室にありますスペースを新たに借り受けたいというような申し出がございました。

検討した結果、同団体につきましては、これまで積極的に高齢者の介護予防や、認知症予防などに取り組んでおりまして、団体としての体裁、実績も従前に審査済みでもあることから、当市からの受託業務などの分も活動スペースの拡充がなければ、なかなか難しいという判断ができましたので、隣室の会議室にということころを、月単位の使用として認めることといたしました。

よって資料にありますように、別表第 1 というのがございますが、ここにある時間貸しですね、時間単位使用施設、これは抽選とか一般貸出の施設としてになりますけれども、これの施設を止めて、別表第 3、月単位の施設として、これは 5 年に 1 度審査を受けた団体が活動するための施設という形になるわけですが、こちらの施設のほうに変更するというような内容で議案を変更したい、という形の条例でございます。

施行の期日につきましては、本年 10 月 1 日からとさせていただきますと思います。以上でございます。

(坂田教育長)

はい。説明が終わりました。ご質問、ご意見、どなたかございますでしょうか。

よろしいですか。それではこれは報告事項でございますので、報告を受けたということでご理解いただければと思います。

では、続きまして日程第7、報告事項2、長期欠席・いじめ等の月例報告の7月分について。統括指導主事、お願いいたします。

(小熊統括指導主事)

はい。それでは、本日配布になっております資料のNo.6をご覧くださいと思います。

まず、いじめ、小学校からです。いじめの初認定は2件ありました。再発はありませんでした。いじめの内容は、ひやかし、からかいなどの悪口は1件、軽く遊ぶふりをしてたたく、蹴るが1件、その他が1件でありました。初認定2件のうち1件は解消、もう1件が取り組み中となっております。7月の初認定2件と、6月の未解決案件であります、一定解消継続支援中6件と取り組み中1件を合わせた9件のうち、2件は解消、5件が一定解消継続支援中、2件が取り組み中となっています。

裏面のほうをご覧ください。中学校です。中学校では7月に入っていじめの初認定が3件ありました。再発はありませんでした。いじめの内容は、ひやかし、からかいなどの悪口が2件、仲間はずれ、集団による無視が1件でした。初認定3件は全て解消しています。6月の未解決案件である一定解消継続支援中2件は、引き続き継続支援中であります。

次に2枚目になりますが、長期欠席、7月分でございます。小学校からです。30日以上長期欠席者は25名でした。その内訳は、病気2名、不登校18名、その他が5名となっております。その他5名のうち、不登校要因と思われる児童は3名いました。不登校が6月の時は16名でありましたが、7月に18名となったことから、出現率は0.479パーセントとなりました。

なお、表にはございませんが、第5、6学年が10名と、全体の67パーセントを占めています。また男女別では、男子が全体の60パーセント以上になっていて、高学年と男子に多い傾向を示しているのは前回と変わりありませんでした。

裏面のほうをご覧ください。次は中学校の長期欠席であります。30日以上長期欠席者は31名です。その内訳は病気が3名、不登校25名で、その他が3名となっております。その他3名のうち不登校要因と思われる生徒は、全員の3名でした。不登校が6月の時は20名、7月から25名となったことから、出現率は1.351パーセントとなりました。なお、中学校はこれまで学年が上がるごと

に不登校が増えていましたが、7月からは2、3年の割合が高くなっていて、同数でした。全体では第2学年と第3学年合わせたものが全体の88パーセントを占めています。また男女別では男子が全体の60パーセントとなっており、小学校と同様男子が多い傾向を示しています。

不登校出現率は、昨年同月では小学校は0.26パーセント、中学校は1.1パーセントでしたので今回小中学校ともに本年度のほうが高くなっております。特に小学校では84パーセント増しと高水準を示しております。喫緊性の高い教育課題として、8月末に行われます第2回スクールカウンセラー等連絡協議会や、9月定例校長会で周知を図ると共に、夏休み明けの学校不適應増加が予想されることから、緊張感を持って取り組んでいくことをお願いしてまいります。また、教育相談センターとも連携の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上で長期欠席いじめ月例7月の報告を終わります。

(坂田教育長)

はい。小学校が前年同月に84パーセント増、ですか。これはだいぶ深刻な状況だと思いますけれども、植松委員、何かご意見ありますか。

(植松委員)

どうしたんでしょうね、っていう感じです。こんなに増えちゃって。一年前と比べて、こんなに増えてきちゃったんですね。増加傾向ですね。何がそうなっているんでしょうね。どうしてそんなに増えてしまったんでしょう。

(坂田教育長)

分析があれば、はい、統括指導主事。

(小熊統括指導主事)

はい。平成26年度も深刻な状況がございまして、最終的には小学校も0.75パーセントという高水準に終わっているわけで、昨年度はその反省を受けて非常に個票も改善したり、さまざまな改善の試みをしてきたところで、まあ一定の成果が上がったところなんですけど、ちょっとまた戻りつつあるといったところで、現段階で0.479パーセントっていう高い水準と言わざるを得ません。

(坂田教育長)

ちなみに都の出現率というのは、何パーセントくらいですか。

(小熊統括指導主事)

はい。都のほうは26年度ベースで、0.5パーセントです。

(坂田教育長)

これはやっぱりちゃんと分析しなくてはならないと思うんですけど、稲田委員。

(稲田委員)

これ、去年の部分から学校に戻ったという例は、ほとんどないんですか。

(小熊統括指導主事)

はい。今年度は、まだありません。

(稲田委員)

前年度はあったんですね。

(小熊統括指導主事)

前年度はございました。ただ数的には、すいません、正確に把握してないですけれども、そんなに多くはないです。

(坂田教育長)

粕谷委員、何か。

(粕谷委員)

はい。7月、小学校7月のいじめの種類、その他の種類は。

(小熊統括指導主事)

これは、いじめられている側に立った集計でございまして、どのような理由があっても、その子がいじめを受けていると感じてしまったら当然いじめになってしまうわけですが、一方加害者ではどういうことでやっているかといいますと、実は体に関わる部分で、アドバイスをしたんですね。これはこのようにしたほうがいいんじゃないか、ちょっと人権に関わる問題なのでちょっとご指摘はできないんですけれども、そういった助言をしてあげたところ、それでも傷ついてしまうとその子はいじめを受けていると思ってしまった案件でございます。それが今回、ほかの分類に入らないで、その他といったところでの分類で扱われております。

(坂田教育長)

他に何かございますか。はい。

(植松委員)

10人以上を含む不登校の子供たちで、12日以上っていう本人たちの分析がしてありますよね。分析がしてあって、家庭に起因するものっていう、親子関係っていうのが多いじゃないですか、小学校の場合。それで、これが結局そのまま、30日以上のものに当てはまりますか。

(坂田教育長)

統括指導主事。

(小熊統括指導主事)

この集計方法は、12日および30日を超えたもの全て合算しておりますので、30日も含みます。

(植松委員)

そうするとやはり基本的には、親子関係に少し入っていかないといけないってことになるんでしょうかね、学校側も。親子関係、小学校の場合は親子関係の背景をきっちりつかんでおく。親子関係の背景はつかめないんですけども、少なくとも子供の背景、家庭環境とか、生育史とか、前から言っているんですけども、1人1人の子供たちがどう育っているのかっていうのを知らない限り、増え続けるのではないか。もうずっと私はこれを言い続けているんですが、多分ここが分かってない限りは、先生方が1人1人把握できてなければ、やはり増え続けるんじゃないかなっていう危惧をしているんですね。

ですから、だんだん中学じゃなくて、小学校まで及んでしまっているんで、とても、去年は改善されて少なくなっていますで、その余波か今年は改善にしっかりしていなかったのかどうか知りませんが、余波が起きて多くなっているんですってという言い方も、なんか不思議って感じがするんですけど。

根本的な部分のところの改善がなされないから、余波とか、多くなったり少なくなったりっていうのが繰り返しあって、結局は少しずつ少しずつ多くなっていくんですかっていう気がするんです。

(坂田教育長)

このことについて何か、コメントありますか。はい、指導課長。

(栗林教育部参事)

当然、植松委員からご指摘があったように、親子関係の問題に起因している部分が多いということは、以前からご指摘いただいたことがあって、それに対応して今、それぞれの親子の関係について、私たちも迫っていかなければならないと思っています。

ただ、これを1つ1つ、丁寧に見取っていく、話を聞く、さらにたどっていくというのは、膨大な時間がかかるのも事実です。ですので、まずは例えばここに上がっている10名について、それを丁寧にやっていくことは必要なんだろうかと、そういうふうに考えていますので、それぞれの、先ほどお話しございましたように、植松委員にも専門的な知見をいただきながら、たどっていったらいいなというふうに考えております。

(植松委員)

はい、分かりました。

(坂田教育長)

他にございますか。はい、統括指導主事。

(小熊統括指導主事)

はい。参事の補足にもなりますが、今ご覧いただいている不登校の理由で、親子関係の問題が1番に挙げられるわけですがけれども、併せて本人に起因する不安などの情緒的混乱というのも多くございます。理由は現段階では1つではなくて、複合的な部分で付けていただいているので、多くの個表は1つだけではなくて、2つ3つ選んで、結果こうなっておりますので、必ずしも家庭の親子関係だけじゃなくて、本当に個人にまつわる部分もかなり多く占めている実態がございます。

(植松委員)

それは私もよく分かっているんですが、小学校の場合って、これは幼稚園保育園の時からなんですけれども、やっぱりどうしても家庭っていうものが主軸になっているわけですね。そこから、どう健康に育っているかが、どう健康な人間が作られているのかっていうことが、やっぱり集団に子供が入れるかどうかっていうことに起因していくのではないかと、っていうことを、ちょっとだけ心配しているんですね。

それともう1つは、経済っていうのが、今、結構貧富の差のようなものがありますよね。それはなかなかいじれないところなんですけど、見ていると、やっ

ぱり勉強ができる体制でないところ、そこにお金がかけれないとか、お金はかけなくてもいいから、保護者がそこに向き合っていないとかいうことも、そこは生活のやっぱり余裕がない親が、かけられないんですよ。

子供に向けていく姿勢が無いし、もう働くのにいっぱいいっぱいになっていくじゃないですか。だからそういう方も分かっているんで、どうやって経済状況というものが、子供の教育とリンクしていくのかっていうのが、言われていますよね。日本の子供たちはかなり貧しい環境に置かれているって。それは私も相談活動をやっている、ほんとに感じる事があって、保護者から言われるんです。自分たちがやっぱり仕事がなくなったりとか、お父さんが亡くなっていった途端、子供にかけられないというようなことを、伝わったり、聞いたりするんです。こういう貧乏っていうことが、結局日本の中では教育を受けさせられないっていうことにつながっていくんでしょうか、っていう相談を受けたりするんですよ。

それは、本当にここ何年かにそういうことが起き始めていて、前はそういう訴えは無かったのになあっていうのがあって。だから清瀬の場合、どうなっているのかなっていうのが、すごくそういう意味では、気になっているところです。しかし、これは調べようがない。調べようと思えば調べられるんですけどね。でもそれは、リンクさせるの、すごく難しいじゃないですか。

(坂田教育長)

幸いなことに今日、スクールソーシャルワーカーが同席していますので、経済的な背景を抱えて、不登校になってしまっているような子供というのは、これは実数でなくて結構ですので、感覚的なもので構いませんから、どの程度いるとお考えですか。

(太田主事)

はい。申し上げます。不登校の中で家庭に帰する要因っていうのは、例えば保護者の精神疾患の問題や経済的な要因などいくつかの要因の中にあると思います。経済的要因の場合には、実際ケースワークをする対応をする中で非常に多いのは、経済的に、ひとり親の場合は相対的な貧困とされていますので、所得が低い。そのために必然的に昼間ではなく例えば夜勤とか、時給の高い夜に仕事をすることによって子供の学習のサポートが家庭の中でしづらいであるとか、もしくは翌日の準備をしてあげることができないだとか、入浴とか食事の準備が、夜、家庭の中で十分してあげることが難しい、というケースは少なからずあったと思います。

もちろん目に入る場合においては、ひとり親サポートだとか、育児支援のへ

ルパーだとか、そういうサポートをやりながらも、やはり特にこの地域的な清瀬の問題としては、そういう事例というのは決して少なくないと思います。

(坂田教育長)

ありがとうございます。なかなか踏み込めない、そんなふうに思いますね。踏み込みにくいところなんです、そういう実態がある限り、やはりこれは、子供たちのためにも解決策を探っていかなければならないというふうに思います。

これは毎回私が申し上げていることなんですけれども、ついこのように分析をした限りは、対策というものがセットだと私は思っています。分析と対策はセットであると。ぜひですね次回までにこの不登校が、特に小学校は84パーセント増ということで右肩上がりでございます。この状況を改善していくためには、教育委員会事務局として、何をやっていかなければいけないのか。そこを、ぜひ次回、報告をいただきたい。以上のように私は思うのですが、いかがでございますでしょうか。

(植松委員)

その対策の1つとして、多分放課後のボランティアとか、放課後の補習授業とかをやってらっしゃる。だと、不登校の場合には、やっぱりこう、本当に家庭訪問を、本当はすごく生かさないといけないんですけども、ワーカーの方と、でも担任が1番なんですよね。担任がやっぱりどう接触して行って、この後、どう仲良くしていくかっていうのがまず先決で、仲良くなっていけば入れてくれるので、そうしたら勉強も見てあげられるし、家庭教師じゃないけど、でもやらざるを得ない。落ちてしまうと、学校って何なのかが分からないので。

(坂田教育長)

植松委員、方法論は別として、その対策を、やはり私は考えなきゃいけないと思うんですが、そのことについてご賛同いただけるかどうか、ということです。

(植松委員)

対策はしないといけないですよ。

(坂田教育長)

やはりそれは、私は組織的に考えていただきたいなと思うんですけども、やはり教育相談センターが主体になると思います。それで、その教育相談センタ

一だけでは対応しきれないんだとすれば、やはり有識者を呼んで、しっかりと対策を考えていければ、そのような方法論が必要だとは思いますが。稲田委員、どう思われますか。対策を私は明確にしていかなければならないと。

(稲田委員)

それが 100 パーセント効くかどうかという対策は無いと思います。けど、なんとか動かないと、減ることはないし、増えていくだけだという感じがしますから、まずは何かアクションを起こして、1つ効果があるかないか、やってみる。先ほど聞いたのは、フレンドルームに中学生は結構、来ているんですね。かなりいっぱい来ている感じで、今までちょっと珍しいなと思って見てるんですけど、だからこれが学校に帰るようになっていけば、非常にいいことだし、無理やり帰すとまた不登校になっちゃう、フレンドルームにも来なくなるというきらいもあるので、1つだけじゃなくて、いくつか方法論の対策を練るということは必要だと思います。

(坂田教育長)

実現可能な方法、今、稲田委員からもお話がありましたけど、いくつか複数の対策というものを、やはり教育相談センターが中心になって、それをわれわれに示していただくことが必要だと、そうでなければこのまま、ご意見があったように、減ることは無い、増えていくことはあっても減ることは無いと思いますので、ぜひ事務局に知恵を絞っていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(栗林教育部参事)

毎月これをお示ししているわけですが、数字を周知している背景には、各学校、教育相談センターのさまざまな対策が、裏にはもちろんございます。これまで、これがその対策についてご報告する書式にはなってごさいませんでしたので、言ってごさいませんでしたけど、いろんなことをやっております。効果が上がっているものの中にはありますし、変わっていないものも多々あります。

残念ながら数字が右肩上がりになってございますが、それを手をこまねいて見ているわけではございませんので、具体的な対策について、順次お知らせすることは十分可能であろうと思いますし、毎月やっております教育相談センターのセンター運営委員会がございますので、そこでも話題にしていきたいと思いますというふうに思っております。

(坂田教育長)

分かりました。それでは今後、その成果物を見せていただくということでもよろしいですか。

(稲田委員)

1つだけ。現場にいた人間として1番良くないと思っているのは、フレンドルームに行っていると安心感がある。半分、解消したような気分になる。それで、本人を学校に戻そうという現場の人たちの気持ちがあるかな、ということ。

もうおそらくフレンドルームの先生方は、一時預かりで、学校に帰ってほしいという気持ちの中で指導していると思うんです。それで、現場の考え方が、もっと危機感持って、戻すんだと。これだけ学校来ているんだから、どういうことなんだろう、じゃあちょっと1日ぐらいは学校に来られるようになったら、とかいう動き方をしない限り、フレンドルームに来ている子供が、生徒や児童が学校に戻るっていうことは起こり得ないと思います。

(植松委員)

具体的に多分やってらっしゃると思うんですよ。担任とか校長とか、子供たちに合わせたりとか、話し合いとか、決して関係を断っているわけじゃないんだと思います。断っているわけじゃないけれども、子供がフレンドルームに行って、じゃ先生、学校にどうかなあと言ったら「嫌だ」とか言われたら、もう先生、フレンドルームに行けないんですよね。そうすると、もうどうしたらいいかわからないっていう状況で、先生方も困ってしまうっていうのがあります。

まあパチパチやりながら、先生にも会ってもいいよ、っていうフレンドルームを場所として要求してくれて、そこで会っていけば、また変わるんだろうと思うんだけど。多分やってらっしゃるんだと思うんです、そういうことは。

(栗林教育部参事)

やってございますが、やはり学校によって、担任によって、関わりの濃淡が出てしまっている部分がございます。

(坂田教育長)

はい。そういう実態は、1番、教育相談センターが理解していると思いますので、その実態を踏まえた上で、先ほどお話し申し上げた、取れる施策というものをぜひお示しいただきたい、と思います。はい、統括指導主事。

(小熊統括指導主事)

先ほど教育長もおっしゃった、その分析と対策がセットということですが、

私の報告の中では、対策を述べさせていただいたところがございます。8月にはスクールカウンセラー連絡協議会がございますので、そのところで情報をしっかり共有して、具体的な対応を図ってまいりたいと考えております。また今回のケースでは、具体的にやはり、特になかなか厳しいケースが実態としてございますので、いわゆるネグレクトとかですね、そういった家庭的な要因がある中で不登校があるということは、ご理解いただきたいと思っております。

(坂田教育長)

はい。手を打っていないとは、私も思っていないです。ただそれが本当に効果が上がっているのかというところは、しっかり検証しなければならないはずなんです。子供が不登校状態になっていることを、対応が難しいからといって、そのままにしておくことはできない。ですから、知恵を絞って、それでもだめなら、外部の有識者から意見を頂いて、まとめ上げてほしい。私はそう思います。

では、日程第8、その他、今後の日程について、教育総務課長お願いします。

(粕谷教育総務課長)

はい。日程第8、その他、今後の日程についてでございます。8月27日土曜日、小・中学生水泳記録会を下宿市民プールにて開催いたします。次に8月29日月曜日、午後2時30分から東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会・第1回理事研修会が東京自治会館でございます。植松委員の出席をお願いいたします。9月17日土曜日、清瀬けやきホールにて、中学校連合音楽会を開催いたします。最後に、次回の定例会は9月23日金曜日、午前9時30分から中清戸地域市民センターにて開催いたします。なお、当日は午前11時から市長公室にて、市長懇談会が行われますので、引き続きご出席をお願いいたします。以上でございます。

(坂田教育長)

はい。この件について、ご質問はありますでしょうか。

それでは、これをもちまして平成28年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前 16 時 55 分
平成 28 年 8 月 19 日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教育長 坂田 篤

委員 植松 紀子